



令和3年度会長に児嶋 孝氏

令和3年度の定期総会は新型コロナウイルス感染症の収束が見えないため、昨年度に引き続きまして評議員（191名）の皆さまによる書面での総会とさせていただきました。

会長には、児嶋 孝氏（平林区）が選任され、事業活動方針、事業計画、収支予算、会則の一部改正、新役員選出等の全ての議案について承認されました。

就任あいさつ

新会長 児嶋 孝



古牧地区の皆さまにおかれましては、平素より古牧地区住民自治協議会の事業推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度会長の重責を担うことになり、身の引き締まる思いですが皆さまのお力添えをいただき精一杯努めてまいります。

第35代アメリカのケネディ大統領の就任演説は歴史的な名演説であったと言われています。その中に有名な一説があります。「国民諸君よ。国家が国民のために何ができるかを問うのではなく、国民が国家のために何ができるのかを問うて欲しい」これを言い換えると「古牧が各区のために何ができるかを問うのではなく、各区が古牧に何ができるかを問うてほしい」ということではないでしょうか。

国に依存するのではなく、自分が自発的に国に貢献できることを考えよ、と促すこのことばは自分の人生をどのように生きるかの基本姿勢にもつながるように思います。

古牧の事業の推進や課題の解決に向けては、12区の連携が不可欠です。その連携を基盤に各種団体、市行政等も連携して取り組んでいかねばなりません。そうすることにより古牧の住民自治協議会の事業の推進が図られると思います。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、スタートの「総会」から書面による審議となりましたが、計画した事業等を万全な感染対策をして知恵を絞って実行していきたいと考えております。皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退任のあいさつ

前会長 小林 信男



令和2年度は新型コロナウイルス緊急事態宣言下で始まりコロナ禍のまま1年が過ぎてしまいました。総会から3密を避け、「書面表決」にてスタートしました。地域の特徴を生かし元気な住民自治協議会活動を推進し、支え合い助け合いをモットーに思いやりとふれあいのある地域づくりを目指し、各区の連携を強化し地域の一層の活性化を図る目標方針でありましたが、各種事業の中止・開催方法の変更等をせざるを得ない状況になり関係役員の方には大変ご苦勞をおかけしました。そして地域の皆様方にはご心配・ご不便をおかけし、また、ご協力頂けましたことに厚くお礼申し上げます。

自然災害に備えては、各区「防災マニュアル」の作成、「北八幡川治水対策」に関連し北八幡川調整池・北八幡川河川河床調査が始まり安心・安全の為の緊急的対策がスタートしました。今後、恒久的対策に向けて地元の声を基に行政と共に研究を重ね対応をしていかねばと思っております。

福祉関連では「第3次地域福祉活動計画」のスタート年度ではありましたが、コロナ禍の中、十分な活動へとつながりませんでした。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策による新生活様式を踏まえた「災害に強い街づくり」「地域社会を明るくする街づくり」「支え合える街づくり」を目指し、古牧地区のご発展と住民の皆様のご健勝ご活躍を祈念申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。

令和3年度 事業計画

I 基本方針

〈ふれあい・支え合い・助け合いを基本に、誰もが住みよい街古牧〉

古牧地区住民自治協議会に参画する12区の区長等役員の皆さん、古牧が各区のために何をしてくれるかを問うのではなく、各区が古牧のために何ができるかを問おうではありませんか。各区と古牧のお互いが連携を強化し

地域の一層の活性化を図り住みよい街古牧を目指しましょう。まだまだ新型コロナウイルス感染者がおさまらない状況ですが、万全な対策を行い本年度計画した事業等に取り組んでまいります。

II 具体的な展開

総務部会

〈総務部、環境美化部〉

- 1 水害対策、生活道路、防災・防火・防犯・交通安全等の社会生活基盤の整備・改善について関係機関と一体になって取り組みます。
- 2 予想される災害に備え、過去の災害を教訓にし、地域防災活動強化に向け「防災マニュアルの整備」「防災指導員の役割と連携・スキルのレベルアップ」「防災時対応訓練及び普及」「防災士資格取得の援助」に努めます。また、行政と連携し災害時情報を共有し、地域防災ネットワーク化の充実を図ります。
- 3 災害に強い古牧を目指し、防災減災の観点から防災連絡会防災備品の整備拡充のため、コミュニティー助成事業への申請準備をします。
- 4 安全・安心を支える社会生活基盤の整備の推進、地域防災の充実及び地域の環境美化を推進します。
- 5 ごみ分別の啓発・ごみステーションの改修、不法投棄防止活動、道路・公園の美化活動により地域の環境美化を推進します
- 6 社会を明るくする運動、全戦没者追悼と非戦の誓いなど関連団体と連携を図り開催します。

福祉部会

〈福祉健康部、子育て支援部〉

- 1 高齢者や要支援者、子ども達に対する福祉活動の充実に取り組みます。また、各区

において積極的な助け合い・健康づくり・仲間づくり活動に努めます。

- 2 2021年年度からの5ヶ年計画となる「古牧地区第3次地区福祉活動計画」に沿い支え合い・助け合いの各事業（高齢者・子育てサロン活動、障がい者等希望の旅、福祉自動車運行、ボランティアセンター運営）に取り組みます。
- 3 高齢者や要支援者が安心して暮らすためのサポート、生活環境等の整備・充実に向けて「古牧地区支え合い活動」を推進します。
- 4 高齢者や要支援者の健康の維持を推奨するために「ほんわか健康体操」を全区に展開します。
- 5 各区の模範的な活動などを他地区へ展開するなど活動の連携強化を図ります。また、各区の指導者の高齢化等に伴い、新たに指導者養成講座を開催する。

安全部会

〈防犯部、交通安全部〉

- 1 犯罪防止や交通事故防止、火災予防などの生活安全の活動に取り組みます。
- 2 登下校時の子どもを守る「安全パトロール」「見守り活動」、夜間における「防火・防犯パトロール」「交通安全街頭指導」の生活安全活動を推奨します。
- 3 防火・防犯・交通安全ポスター作品コンクールなどを通して住民の意識向上と関係機関との連携強化を図ります。

教養文化部会

(公民館部、青少年育成部、人権男女参画部)

- 1 公民館活動、青少年健全育成、人権尊重、男女共同参画等の積極的な推進を図ります。
- 2 文化芸能祭やスポーツ大会等、顔が見えて仲間づくりができるふれあいの場づくり等、地域の皆さんが大勢参加出来る機会の拡充に努めます。
- 3 家庭・地域・学校・関係機関等が密接な連携を図るとともに、三世代の交流により次代を担う青少年の健全育成に努めます。
- 4 差別のない住みよい古牧を目指して、人

権同和教育・啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに努めます。

広報部

- 1 広報・広聴活動の充実を図ります。
- 2 古牧地区住民自治協議会の活動を「プラネットこまき」「ホームページ」等で広報するとともに各区の通信員を通じて情報を提供してもらうなど広報・広聴活動の充実に努めます。

Ⅲ 収支予算計画

1 一般会計

収入の部 (単位：千円)

収入総額	41,122
いきいき交付金	21,292
その他補助金・交付金	3,042
各区等の負担金	7,959
使用料	200
雑収入(募金事務等)	716
前年度繰越金	7,913

支出の部 (単位：千円)

支出総額	41,122
事業費(4部会1部事業)	10,989
事務局費	13,270
交付金・助成金	10,941
積立金	3,750
予備費	2,172

2 特別会計

(1) 福祉移送サービス事業

収入の部 (単位：千円)

収入総額	2,282
補助金(市社協)	510
地区負担金	1,000
雑収入	1
前年度繰越金	771

支出の部 (単位：千円)

支出総額	2,282
車両維持費	870
事務局費	420
雑費	20
自動車更改積立金	600
予備費	372

(2) ほんわか健康塾こまき事業

収入の部 (単位：千円)

収入総額	434
補助金	42
負担金(参加者タクシー代)	72
雑収入	1
繰越金	319

支出の部 (単位：千円)

支出総額	434
賃借料(タクシー借上)	150
需要費	50
振込手数料	10
会議費	45
予備費	179

令和2年度の主な事業



感染症対策を行いながら実施した「ふるさと文化芸能祭」。芸能部門は中止、展示部門だけを実施。
(古牧公民館)



毎月第1水曜日に実施している交通安全街頭啓発活動 (西尾張部交差点)



講師を招いて人権セミナーを開催 (古牧公民館)



毎週金曜日に実施した「ほんわか健康体操」 (古牧公民館)

令和3年度 古牧地区住民自治協議会役員紹介



会 長
児嶋 孝
平林区



副会長
塩入 茂
南高田区



副会長・総務部会長(兼務)・区長
田中 邦夫
北条区



福祉部会長
金永 富雄
西尾張部区



安全部会長
宮島 茂
川端区



教養文化部会長
小島 安之
五分一区



区 長
伊藤 秀樹
中村区



区 長
新井 則彦
川端区



区 長
竹下 良治
五分一区



区 長
中澤 実
上高田区



区 長
今井 俊彦
南高田区



区 長
河口 洋
南長池区



区 長
山田 昭夫
西尾張部区



区 長
小幡 重雄
東和田区



区 長
武重 博明
西和田区



区 長
井原 章男
平林区



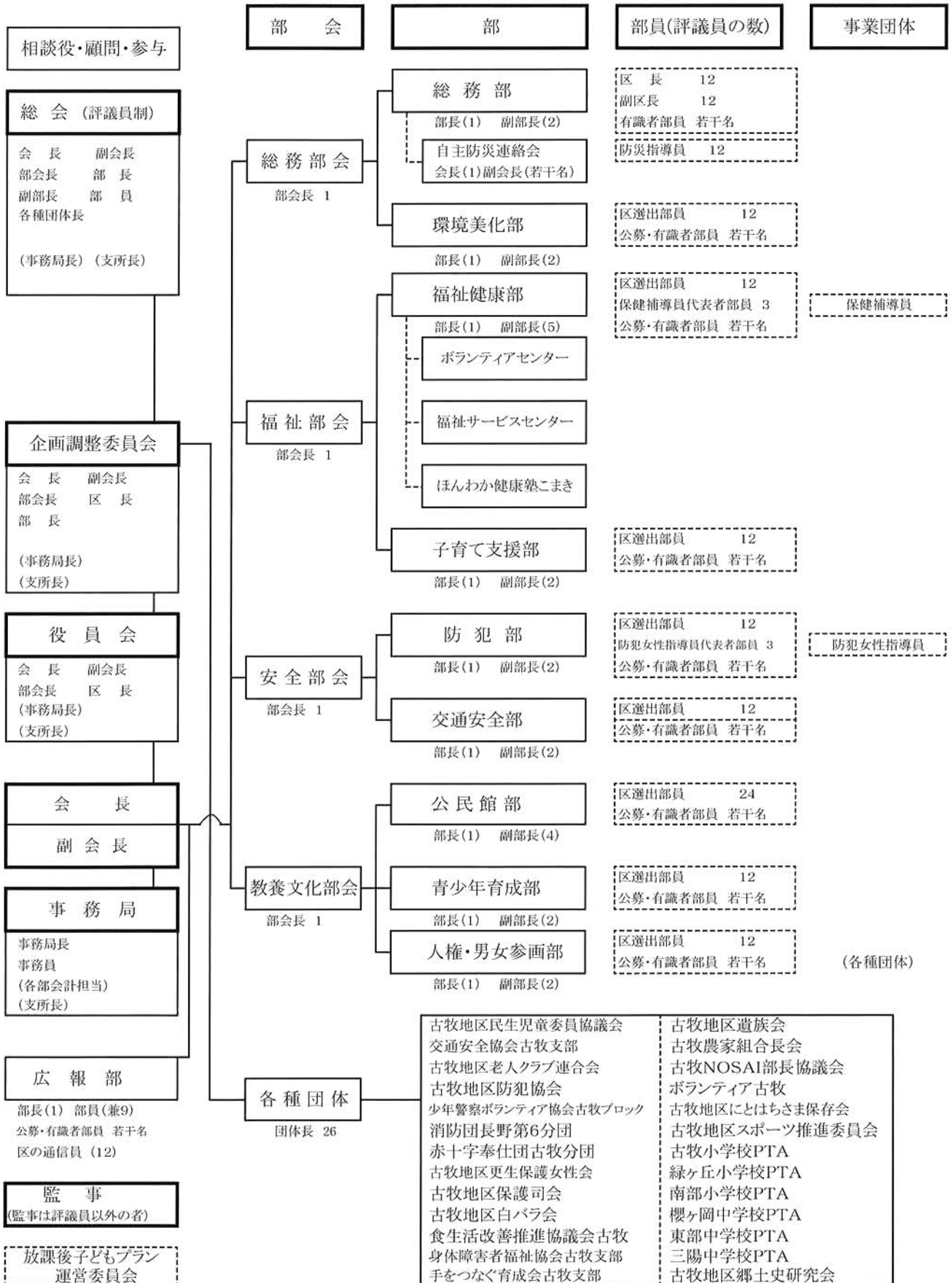
区 長
西澤 征防
荒屋区

事務職員の紹介

職 名	氏 名	問合せ電話
事務局長	柴 芳 夫	259-8359
事務員	宮 沢 美 紀	
事務員	武 良 朋 子	
ボランティアセンター 福祉ワーカー	中 村 末 子	244-8159
ボランティアセンター 福祉ワーカー	清 水 ゆかり	
福祉サービスセンター コーディネーター	轟 明 子	244-5522

令和3年度古牧地区住民自治協議会組織図

(会則第7条第3項)



会則の一部改正について

1 会則第22条関係

・会則第22条に第6項を新設する。

2 改正の内容

第6章 会議・招集・会議の成立等

(会議・招集・会議の成立等)

第22条 本会の会議は、次によることとする。

1 会議

- (1) 定例総会は毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または評議員の3分の1以上の請求があった時は、開催しなければならない。
- (3) 企画調整委員会は必要に応じて開催できる。
- (4) 役員会は必要に応じて開催できる。

2 会議の招集

～(略)～

3 会議の成立

～(略)～

4 議長

～(略)～

5 議事録

～(略)～

(新設)

6 書面協議

第10条第2項第2号及び前各項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない事情により第1項に定める会議を開催できないと認める場合は、同項の総会、企画調整委員会又は役員会のそれぞれの構成員に対して、それぞれの協議事項に係る事項について、同項に定める会議の開催に代えて書面による協議等を求めることができる。この場合において、当該協議等に係る議事は、同項の総会、企画調整委員会又は役員会のそれぞれの構成員の過半数によって決し、過半同数の場合は会長がこれを決することができるものとする。

3 改正の理由

総会、企画調整委員会または役員会は会長が構成員を招集して会議を開催する規定になっているが、社会的な要因などによってそれぞれの会が開催できない時には構成員(評議員)を招集することなく書面により構成員(評議員)に対して協議等を求めることができる規定を会則に定める。

5月から6月までの主な行事実施日のお知らせ → 回覧等でお知らせします。



古牧地区の世帯数と人口

令和3年4月1日現在

11,680世帯

(男 13,133人)

26,624人

(女 13,491人)

■発行所 古牧地区住民自治協議会
(電話 259-8359・FAX219-1057)
(E-mail:komaki@vivid.ocn.ne.jp)

■発行者 児嶋 孝
■編集 ぷらネットこまき編集委員会
■印刷 SR



HP
ご覧ください